

富里市強度行動障害加算事業補助金交付要綱

(平成22年3月19日告示第37号)

改正 平成25年4月1日告示第80号の5 平成28年3月31日告示第103号
令和5年3月14日告示第30号

(趣旨)

第1条 市長は、強度行動障害者の支援に要した経費について、予算の範囲内において、富里市補助金等交付規則（平成19年規則第10号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき補助金を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 指定知的障害者入所更生施設等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）附則第58条第1項の規定により、なお従前の例により運営をすることができることとされた知的障害者援護施設のうち、同法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に基づく民間の指定知的障害者入所更生施設及び指定知的障害者入所授産施設をいう。

(2) 強度行動障害者

ア 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、別表の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が20点以上であると、知的障害者更生相談所により判定された者（国の強度行動障害者特別支援加算（以下「国の加算」という。）の対象となる者を除く。）をいう。

イ 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、別表の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が13点以上20点未満であり、かつ、別表の行動障害の内容の区分のうち、5点と認定された区分が2以上あると、知的障害者更生相談所又は児童相談所により判定された者をいう。

ウ 多動、自傷、異食等、生活環境への著しい不適応行動を頻回に示すため、適切な指導・訓練を行わなければ日常生活を営む上で著しい困難があると認められる者のうち、千葉県袖ヶ浦福祉センター更生園に入所し、国の加算を受けていた強度行動障害者であって、次のいずれにも該当する者をいう。

① 別表の行動障害の内容の区分に応じ、その行動障害がみられる状況の頻度及び程度の欄に該当する点数の合計が10点以上20点未満であり、かつ、別表の行動障害の内容の区分のうち、5点と認定された区分が1以上あると、知的障害者更生相談所により判定されたもの

② 指定知的障害者入所更生施設等に、現に入所している、又はこれから入所しようとするもの

(対象施設)

第3条 この事業の対象施設は、指定知的障害者入所更生施設等とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする事業を行う者（法人その他の団体にあつては、その役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。))が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該事業は補助対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員等が指定した者に対して行う、金品その他財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 市の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
(暴力団密接関係者)

第3条の2 規則第20条第1項第3号の市長が定める者は、前条第2項第2号又は第3号に該当する者（補助事業を行う者が法人その他の団体である場合にあつては、その役員等が同項各号のいずれかに該当する法人その他の団体）とする。

(対象施設の要件)

第4条 対象施設は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 月に1回以上従事する知的障害者の診療に相当の経験を有する医師を1名以上配置していること。
- (2) 通常必要な生活支援員の員数に加えて、加算対象者が1名から3名までの場合は、当該加算対象者が1増すごとに常勤換算方法で0.5名を加えて得た数以上、加算対象者が4名の場合は、常勤の生活支援員2名以上、加算対象者が4名を超える場合は、常勤の生活支援員2名に、当該加算対象者が2又はその端数を増すごとに常勤の生活支援員1名を加えて得た数以上配置していること。
- (3) 心理療法を担当する職員を1名以上配置していること。
- (4) 居室は原則として個室とすること。
- (5) 行動改善室、観察室等の行動障害の軽減のための各種指導、訓練等を行うために必要な設備を設けていること。ただし、構造上設置が困難な場合はこの限りではない。

(交付の対象)

第5条 この補助金の交付の対象は、指定知的障害者入所更生施設等において、市長が認定した強度行動障害者（以下「対象者」という。）の支援に要した経費とする。

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額の算定方法は次のとおりとする。

- (1) 対象経費 対象者の支援に当たる職員の人件費等
- (2) 補助基準額 知的障害者更生施設等 対象者1人あたり日額4,810円
- (3) 交付額 補助基準額と対象経費の実支出額から寄附金その他の収入額を控除した額を比較して、少ない方の額

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする指定知的障害者入所更生施設等（以下「申請者」という。）は市長が定める期日までに、富里市強度行動障害加算事

業補助金交付申請書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

（交付の決定）

第8条 規則第8条による通知は、富里市強度行動障害加算事業補助金交付決定（却下）通知書（別記第2号様式）によるものとする。

（交付の条件）

第9条 規則第7条の規定により付する条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 補助事業の内容を変更する場合は、市長の承認を受けること。
- (2) 補助事業を中止又は廃止する場合は、市長の承認を受けること。
- (3) その他市長が必要と認める事項

（変更の承認）

第10条 前条の規定により承認を受けようとするときには、富里市強度行動障害加算事業補助金変更・中止（廃止）承認申請書（別記第3号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項による申請があったときは、速やかに審査し、変更の承認の可否を決定し、富里市強度行動障害加算事業補助金変更・中止（廃止）承認・却下通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第11条 規則第15条の規定により実績報告をしようとするときは、当該年度の3月31日までに、富里市強度行動障害事業補助金実績報告書（別記第5号様式）を市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第12条 市長は、前条の規定による実績報告を受けたときは、当該報告に係る書類の審査等により、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合するものであると認めたときは、交付すべき額を確定し、富里市強度行動障害加算事業補助金交付確定通知書（別記第6号様式）により、申請者に通知するものとする。

（交付の請求）

第13条 前条の規定により通知を受けた申請者は、速やかに富里市強度行動障害加算事業補助金交付請求書（別記第7号様式）を市長に提出しなければならない。

（概算払請求書）

第14条 規則第19条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、富里市強度行動障害加算事業補助金概算払請求書（別記第8号様式）を市長に提出しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

附 則 (平成25年4月1日告示第80号の5)

この告示は、公示の日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日告示第103号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月14日告示第30号)

この告示は、公示の日から施行する。ただし、第34条の規定は、令和5年4月1日から施行する。

別表

行動障害の内容	1点	3点	5点
強度の自傷行為	週に1回以上	1日に1回以上	1日中
強度の他害行為	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
激しいこだわり	週に1回以上	1日に1回以上	1日に頻回
激しい器物破損	月に1回以上	週に1回以上	1日に頻回
睡眠障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
食事に関する強度の障害	週に1回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に1回以上	週に1回以上	ほぼ毎日
著しい騒がしさ	ほぼ毎日	1日中	絶えず
パニックへの対応が困難			困難
他人に恐怖感を与える程度の粗暴な行為があり、対応が困難			困難

別記

第1号様式（第7条関係）

富里市強度行動障害加算事業補助金交付申請書

年 月 日

富里市長 様

住 所

法 人 名

代表者氏名

印

下記のとおり富里市強度行動障害加算事業補助金の交付を受けたいので、富里市強度行動障害加算事業補助金交付要綱第7条の規定により申請します。

記

1 交付申請額 金 円

概算払の交付請求の有無 有・無

概算払を受けたい時期及び金額			
月	月	月	月
円	円	円	円
概算払を受けようとする理由			

2 添付書類

- (1) 富里市強度行動障害加算事業補助金所要額調書（別紙A）
- (2) 歳入歳出予算書抄本
- (3) 資金収支計画書（概算払を受けたい場合のみ）

指令第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市強度行動障害加算事業補助金交付決定（却下）通知書

年 月 日付けで申請のあった富里市強度行動障害加算事業補助金については、富里市強度行動障害加算事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおり交付決定（却下）したので通知します。

記

1 交付決定額 円

概算払による交付額

支払時期	月	月	月	月
交付金額	円	円	円	円

※ 概算払の決定を受けた場合は、補助金交付要綱第14条に規定する富里市強度行動障害加算事業補助金概算払請求書を市長に提出してください。

2 交付の条件又は却下の理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に富里市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において富里市を代表する者は、富里市長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

第4号様式（第10条関係）

富里市強度行動障害加算事業補助金変更・中止（廃止）承認・却下通知書

年 月 日

様

富里市長



年 月 日付けで申請のあった富里市強度行動障害加算事業補助金変更・中止（廃止）承認申請書については、富里市強度行動障害加算事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり変更・中止（廃止）を承認・却下したので通知します。

記

- 1 変更交付決定額 円
- 2 交付の条件又は却下の理由

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に富里市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において富里市を代表する者は、富里市長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この処分のお知らせを受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

第5号様式（第11条関係）

富里市強度行動障害加算事業補助金実績報告書

年 月 日

富里市長 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

富里市強度行動障害加算事業補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 富里市強度行動障害加算事業補助金収支精算書（別紙 B）
- 2 歳入歳出決算（見込）書抄本

第6号様式（第12条関係）

第 号
年 月 日

様

富里市長



富里市強度行動障害加算事業補助金交付確定通知書

年 月 日付け指令第 号で交付決定した富里市強度行動障害加算事業補助金については、富里市強度行動障害加算事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおり交付額を確定したので通知します。

記

交付確定額 円

教示

この決定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に富里市長に対して審査請求をすることができます。

また、この処分の通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、富里市を被告として（訴訟において富里市を代表する者は、富里市長となります。）、この処分の取消しを求める訴えを提起することができます。ただし、この処分の通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決書の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起することになります。

第7号様式（第13条関係）

富里市強度行動障害加算事業補助金交付請求書

年 月 日

富里市長 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

年 月 日付けで確定通知のあった富里市強度行動障害加算事業補助金を富里市強度行動障害加算事業補助金交付要綱第13条の規定により次のとおり請求します。

金 円

金融機関名 及び支店名	
預金種別	
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

第8号様式（第14条関係）

富里市強度行動障害加算事業補助金概算払請求書

年 月 日

富里市長 様

住 所
法 人 名
代表者氏名

印

年 月 日付け指令第 号で補助金交付決定のあった強度行動障害加算事業補助金を富里市強度行動障害加算事業補助金交付要綱第14条の規定により次のとおり概算払されますよう請求します。

補助金交付決定額 ①		円
既 交 付 済 額 ②	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	計	円
今 回 請 求 額 ③		円
補助金交付決定額との差額 ①－②－③		円

注 既交付済額には、既に概算払を行っている場合、その交付年月日及び交付金額を記入してください。

別紙A

年度強度行動障害県単加算事業補助金所要額調書

施設名 _____

対象経費の 支出予定額 A	寄付金その他 の収入予定額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基準額 (C、Dのいずれか 少ない方の額) E	交付申請額 (E×10/10) F
円	円	円	円	円	円

(注) 1. 基準額(D)は下表(基準額積算内訳)の合計額(3)と一致すること。

(基準額積算内訳)

番号	障害者の別	施設等の種別	単価(円) (1)	利用期間	利用日数(日) (2)	基準額(円) (1)×(2)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
					合計額 (3)		

(注) 1. 対象者ごとに段分けして記入すること。

2. 障害者の別欄は、次の区分により記入すること。(①20点以上の者、②13点以上20点未満の者、③県袖ヶ浦福祉センター更生園利用者)

別紙B

年度強度行動障害県単加算事業補助金収支精算書

施設名 _____

対象経費の 支出済額 A	寄付金その他 の収入額 B	差引額 (A-B) C	基準額 D	補助基準額 (C、Dのいずれ か少ない方の額)E	補助金所要額 (E×10/10) F	交付決定額 G	差引過不足額 F-G
円	円	円	円	円	円	円	円

(注) 1. 基準額(D)は下表(基準額積算内訳)の合計額(3)と一致すること。

(基準額積算内訳)

番号	障害者の別	施設等の種別	単価(円) (1)	利用期間	利用日数(日) (2)	基準額(円) (1)×(2)	備考
1							
2							
3							
4							
5							
					合計額 (3)		

(注) 1. 対象者ごとに段分けして記入すること。

2. 障害者の別欄は、次の区分により記入すること。(①20点以上の者、②13点以上20点未満の者、③県袖ヶ浦福祉センター更生園利用者)